『遊び』どころでない 薬物乱用

シンナー	ヒロポン
接着剤（ボンド等）	（「白い粉」）（「シャブ」）
好奇心	好奇心
	（友だちづき合い）（冒険心）
↓	↓
「遊び」（吸入）	「遊び」（注射）
↓	↓
酩酊（めいてい）状態	欲求 → 爽快感 → 後で → 疲労感
もうろう／じれ／不安／幻視／幻聴	常習化：やせ衰え／無気力／鼻血・目やに／顔色どす赤黒／精神異常
常習化：やせ衰え／夜遊び／仕事ぎらい／荒い金使い／性的傾向	あせり／不安／不眠／幻視／幻聴／被害妄想／強迫観念
↓	↓
廃人／盗み／家庭破滅	廃人／狂暴行為／殺人等
↓	↓
廃人／急死	廃人／乱暴／破れん恥／行為

覚せい剤から青少年を守って…

新聞やテレビの報道などですでにご存知かと思いますが、いま、覚せい剤が猛威をふるっています。戦後一時期大流行しましたが、最近またひそかに出回りはじめたものでこの害毒が心配されています。

シンナー類も同様ですが、覚せい剤の乱用は人間の脳や内臓をおかし、ついには廃人状態に追いこんでしまいます。そればかりではなく、家庭を破壊し、覚せい剤を買うお金のために、盗みを働く人も出てくるなど、肉体的にも、精神的にも、廃してしまいます。

はじめはちょっとした好奇心から、というケースが多いといわれています。特に好奇心が強い青少年には、覚せい剤やシンナー類を使用しないよう、気をくばってあげましょう。交友状態や持ち物、健康状態の変化などに十分注意し、もし気のつくことがありましたら、警察か保健所、または青少年補導ルームへご連絡ください。

※暴力団がから場合ごとなりんは、いまいるむなことに、更に

動物愛護と危険防止に 県で〝ペット条例〟

犬、猫はおろか、サル、リスなどの小動物から、トラ、クマといった野生動物を含めてのペットブームです。しかし、必ずしも「正しく飼われている」とはいえないようです。というのは、動物による人身被害が生じたり、動物により人が迷惑を受ける事件が多く起きているからです。

こんなことから、県では、今年の六月に「新潟県動物保護管理条例」を施行させました。いわゆる〝ペット条例〟と呼ばれるものです。主に動物愛護と危険防止をねらいとし、動物の飼い主の責任と義務を明確にしています。ぜひ次のことは守りましょう。

□…動物をみだりに殺し、傷つけ苦しめないよう、動物の習性を正しく理解して飼いましょう。

□…動物が人の生命、身体、財産に害を加えたり、人に迷惑をかけないよう十分注意を払いましょう。

□…動物を捨てないように

□…動物が人に危害を加えたり、逃げ出したりしたときは、すぐ保健所へ連絡しましょう

犬を飼うときは…

□…常に犬をつないでおこう

□…容易に目がとどき、人に危害を加える恐れのない場所に犬小屋を作り、丈夫な鎖でつなぐか、適当な高さの囲いをつけよう

□…犬を飼っているという標識をつけよう

□…飼い主は、道路・公園・広場など公共の場所につれていって汚さない

犬を飼えなくなったとき…

□…飼えなくなった犬は、ほかの人に引きとってもらうなどして絶対に捨てないようにしましょう。やむをえない時は市役所環境整備課へ連絡してください。その際、引取り手数料として一匹千円（子犬の場合は十匹まで千円）必要です。

動物は捨てないで…

お買物、ご用命は市内で

御祝儀・佛事・其の他
仕出し料理は是非当店へ
のじま鮮魚店
新津市本町2丁目　TEL (2)1285

結婚披露宴・各種の宴会・会合の御用命は当店へ
金波
寿司と一品料理味の店、出前の御用命は当店へ
金寿司
新津市本町2丁目　TEL (2)0101 (2)2944 (代)

明治夜話

(18)

『明治夜話』(5)の「新発田藩の大砲隊と新津郷の農民」において、大庄屋の慎吾なるものが農民部隊を率いて道をさえぎった事件について、私は「この事件について詳記した文書が何処にあるのであろう。」と記して置いたのであるが、その後、右の文書は、新発田藩医坂上家の次男長谷川簡の『新発田藩戊辰始末』であることを知ったので、この中の所要記事を分り易くして紹介してみたいと思う。

この文書は『新発田藩史料』とは違い、新発田藩のために事実を曲げることなく、批判的に記されている点が優れている。したがって、今の処、最も信頼すべき資料であろう。

先ず、本書には、新発田藩の加茂出兵については次のように述べられている。

「六月朔、我物頭脇本庫之助・高田忠兵衛、二小隊及ビ高山安兵衛小役人一小隊並ニ大砲隊ト共ニ加茂ニ向ツテ出発セシム。

前数日、米藩三潴清蔵、加茂ヨリ来リテ曰ク、同盟諸藩皆既ニ出兵ス、而シテ貴藩独リ未ダ出兵セズ、乞フ速カニ出兵セヨ。否ラザレバ則チ我等別ニ謀ル所アラント。因テ是ノ命アリ。」

このように、新発田藩の慶応四年（明治元年）六月の加茂への出兵は、米沢藩の威嚇によるものであった。

「脇本・高田等既ニ新津ヲ過ギテ中村ニ至ル。我領民四方ヨリ馳セ集リ、其数数百千人、我進軍ヲ阻塞シ、歎願シテ曰ク、進軍スル勿レ、官軍と戦フ勿レト（是レヲ領民蜂起ノ第二トス）。

新津駅庄屋久左衛門ヨリ六月六日ヨリ以テ米沢役人ニ申報シテ曰ク、今日、西方ニアタリ、螺貝吹キ立テ、百姓騒ギ立テ候儀ハ、何ノ訳ニ候ヤ、早速聞キ糺シ、申シ出ル可キ旨仰セ付ケラレ候ニ付キ、左ニ申シ上ゲ候。

新発田様御家中、当三日、新津駅御泊リ、御先触レ到着ニ付キ、夫々宿元心配罷リ在リ候処、更ニ御繰出シモ之レナク、今日何ノ御触レモ之レナク、御人数百七十人程、午ノ刻（午後一時）ニ当駅ヘ御繰リ込ミニ相成リ、漸ク人足継ギ立テ、中村返迄御繰リ出シニ相成リ候処、近村御領内ノ大庄屋慎吾（桂氏）方ニテ急ニ組内ヘ廻状差シ立テ候処、名主共ニテ螺貝吹キ立テ、百姓共寄セ集メ、数百人程道中ヘ立塞ガリ、御繰リ出シ御差シ控ヘ成シ下サレ度キ旨歎願ノ筋申シ立テ、夕刻迄彼是レ騒ガシキ風聞御座候処、終ニ御人数中村ニテ御行キ止マリニ相成リ申シ候由、当駅ニテハ別儀更ニ御座無ク候。此段恐レナガラ申シ上ゲ候。以上。」

すなわち、新発田藩の加茂出兵に対し、新津郷の農民が蜂起して之を途中で遮ったという実情は、右の新津駅庄屋久左衛門の報告によってよく知られ、なお、この報告文書に、米沢藩志賀蔵之丞が副書して元締所に報じており、それには、

「前記ノ通リ申シ出候ニ付キ、夫々探索候処、棒・竹槍等ヲ携ヘ、騒ギ立テ候様子不審ノ儀ト存ジ候ニ付キ此段申シ上ゲ候。六月七日。」

とある。

新発田領の農民が、新発田藩の奥羽越諸藩同盟への実力参加に反対して蜂起したのは、

〔第一回〕五月二十一日頃。

新発田藩の一部隊が、米沢藩の強要によって、新潟を出発し沼垂に行った時、「官軍と戦う勿れ」と、領民四方より蜂起、橋を撤し、川に柵して道路を阻塞。

〔第二回〕六月六日、新発田藩の大砲隊等が新津村を通過して中村迄行った時。

〔第三回〕七月七日。米沢侯上杉弾正齊憲の要請に従って、新発田藩公が藩老溝口内匠及び藩士若干名を引連れて上関へ行こうとした時、新発田城下、三組及岡方等の人民一時に蜂起し、竹槍・刀剣を携え、橋を撤し路に柵して之を阻む。」

『新発田藩戊辰始末』の筆者は、右の第一回目の領民蜂起について、「蓋し藩士ひそかに領民を使嗾せしならん。」、第三回目の蜂起については、「皆重臣の密計ならん。然れ共、今其の由る所を詳にする能はず」と記しているが、新津郷民の蜂起についての註記は見られない。

ただ、之について大庄屋桂慎吾が重大な役割を果していたことは前掲の引用文から推知されるものの、或いはその奉ずる国学的信念から発する独自の行為とも見られるが、それとともに新発田藩の重臣との連絡があったと考えることもできよう。

というのは、『戊辰騒擾記』によると、蒲原地方の二人の大庄屋が新発田藩のために、懸命になって各方面の探索に努めていた節が見られるからである。

（新潟大学名誉教授）

新津郷農民の蜂起と大庄屋桂慎吾

阿達　義雄

赤い羽根共同募金にご協力ください

十月一日から全国一斉に、「赤い羽根共同募金運動」が始まりました。町内部落別募金や街頭募金、大口協力者募金などが行われ、募金委員や婦人会、民生委員、協力団体などを中心として実施されることになっています。市民のみなさんのあたたかいご協力をお願いします。

お買物、ご用命は市内で

住まいづくりの
設計から施工まで
誠意と技術で奉仕する
株式会社 木下組　☎2 4511
一級建築士事務所
善道町1－3－14
一般住宅、店舗計画設計・土木・舗装

カメラのサカヅメ
カメラクレジット
駐車場完備
新津駅　至新潟　3丁目　2丁目　本店　4丁目　中沢　至五泉　新町　カメラのサカヅメ 新町店
(株)カメラのサカヅメ
新津市本町4丁目　TEL 2－0045